

2020（令和2）年7月～

高等学校等就学支援金制度

授業料の負担軽減のため平成22年度から始まった国の給付金制度

所得により、**支給対象外**（本校の授業料全額を自己負担）もしくは**支給金額が加算**の場合がある

【計算式】

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額の合算額

上記計算式による算出額から支給額を判断



例) 新入生で27単位履修登録 (**支給対象外**の場合) **算出額**
270,000円－ 0円 = 270,000円 (年額) 304,200円以上
(10,000円×27単位) 就学支援金 **本人負担授業料**

例) 新入生で27単位履修登録 (**基準額支給 (加算なし)**の場合)
270,000円－129,924円 = 140,076円 (年額) 304,200円未満
(10,000円×27単位) 就学支援金 **本人負担授業料**

例) 新入生で27単位履修登録 (**加算支給あり**の場合)
270,000円－270,000円 = 0円 (年額) 154,500円未満
(10,000円×27単位) 就学支援金 **本人負担授業料**